

## 精華町地下水保全要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地下水が町民の生活に欠くことのできない重要にして、限りある資源であることに鑑み、地下水採取の実態を把握することにより、地下水の利用と保全の適正化を図り、町民の生活環境の確保に寄与するとともに、かけがえのない貴重な資源を後世に引き継ぐことを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 井戸により採取する水をいう。
- (2) 井戸 動力を用いて地下水を採取する施設をいう。
- (3) 地下水採取者 井戸を設置し、地下水を採取する者をいう。

### (適用の範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は、精華町全域とし、井戸の揚水機の吐出口の断面積が12平方センチメートル（直径40ミリメートル）以上の地下水採取者に適用する。ただし、深度（地表からの深さ）30メートル未満の井戸を除く。

### (地下水採取の届出)

第4条 地下水採取者は、井戸を設置しようとする30日前までに地下水採取届（別記様式第1号）及び次に定める関係書類を添えて、町長に届け出なければならない。

- (1) 井戸設置場所を示す位置図
- (2) 井戸設置のポンプ性能書
- (3) その他町長が必要と認める事項

### (変更の届出)

第5条 前条の届出を行った地下水採取者で、その届出に係る事項を変更しようとするものは、地下水採取変更届（別記様式第2号）を変更設置しようとする30日前までに町長に届け出なければならない。

### (廃止等の届出)

第6条 地下水採取者は、その井戸を廃止し、又は休止したときは、

速やかに廃止等届（別記様式第3号）を町長に届け出なければならない。

（報告）

第7条 地下水採取者は、常に地下水採取量の把握に努め、町長が採取量、井戸の状況、その他必要な事項の報告を求めた場合、それに応じるものとする。

（地下水採取者の責務）

第8条 地下水採取者は、地下水の循環利用等の合理的な利用を図り、地下水採取の節減に努めるものとする。

（指導等）

第9条 町長は、この要綱の目的を達成するため必要と認めるときは、地下水採取者に対し、適切な指導等を行うことができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、地下水保全等に必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱の施行日前に現に第3条に規定する井戸を設置している者については、この要綱の規定は、適用しない。